

入札公告

条件付一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

公告日 平成 30 年 10 月 23 日

社会福祉法人 猪苗代福祉会
理事長 矢吹 孝志

1. 入札に付す工事

- | | |
|------------|--|
| (1) 工事の名称 | 特別養護老人ホーム いなわしろホーム
多床室プライバシー保護改修工事 |
| (2) 工事の場所 | 福島県耶麻郡猪苗代町大字三郷字寺南 7962 番地 1 |
| (3) 工事の期 | 平成 31 年 4 月 2 日～平成 31 年 7 月 10 日 |
| (4) 工事の概要 | 用途：特別養護老人ホーム
構造：鉄筋コンクリート造平屋建て
規模：多床室 計 46 床（4 床×11 室、2 床×1 室）
工種：屋内改修工事 |
| (5) 最低制限価格 | 有り |
| (6) 入札方法 | 条件付一般競争入札(入札参加資格事前審査型) |
| (7) 入札日時 | 平成 30 年 11 月 15 日（木） 午前 10 時 30 分 |

2. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

福島県から、建築工事競争入札参加登録を建築工事業で受けており、かつ最新の経営事項審査結果における建築一式の総合得点が(5)評価点条件にある点数以上の業者で、下記の要件を満たしていること。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者に該当しないこと。
- (2) 破産の予防を目的として特別精算の手続きを裁判所に申請していない者。
- (3) 会社更生法の適用を申請した場合は裁判所からの更生手続きが完了した者。
- (4) 登録業種・登録等級
 - ア.「建設工事業」において特定建設業許可を得ている者
 - イ.福島県有資格業者等級 A クラス

(5) 評価点条件

福島県管内に本店、支店又は営業所を有する者であって、福島県平成 28・29 年度工事等請負有資格者名簿(県内建設工事)において総合得点 1200 点以上であること。

(6) 施行実績に関する条件

過去 10 年間(平成 19 年度～平成 28 年度)に同種又は類似の施設で鉄筋コンクリート造・延床面積 1,000 m²程度の元請施工実績があること。

(同種又は類似の施設とは、社会福祉法第 2 条による第 1 種社会福祉事業および第 2 種社会福祉事業を行う施設とする。)

(7) 配置技術者に関する条件

この工事の業種に対応する国家資格を有し、当該業種の主任技術者又は監理技術者をこの工事現場に専任で配置できること。

(8) 入札日において、福島県から、福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱に基づく参加資格制限を受けている期間中でないこと。

3. 入札要項及び入札参加申請書類の交付及び申請書提出

交付請求及び申請書提出期間：平成 30 年 10 月 23 日～平成 30 年 11 月 2 日(必着のこと)

下記の場所において入札要項及び入札参加申請書類の交付を行う。

住所 福島県耶麻郡猪苗代町大字三郷字寺南 7962 番地 1

名称 社会福祉法人 猪苗代福祉会

電話 0242-66-4123

入 札 要 項

平成 30 年 10 月 23 日
社会福祉法人 猪苗代福祉会
理事長 矢吹 孝志

1. 入札に付す工事

- | | |
|-------------|--|
| (1) 工事の名称 | 特別養護老人ホーム いなわしろホーム
多床室プライバシー保護改修工事 |
| (2) 工事の場所 | 福島県耶麻郡猪苗代町大字三郷字寺南 7962 番地 1 |
| (3) 工 期 | 平成 31 年 4 月 2 日～平成 31 年 7 月 10 日 |
| (4) 工事の概要 | 用途：特別養護老人ホーム
構造：鉄筋コンクリート造平屋建て
規模：多床室 46 床（4 床×11 室、2 床×1 室）
工種：屋内改修工事 |
| (5) 支 払 条 件 | 支払いは、補助金入金後の支払いとする。 |
| (6) 最低制限価格 | 有り |
| (7) 入 札 方 法 | 条件付一般競争入札(入札参加資格事前審査型) |

2. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

福島県から、建築工事競争入札参加登録を建築工事業で受けており、かつ最新の経営事項審査結果における建築一式の総合得点が(5)評価点条件にある点数以上の業者で、下記の要件を満たしていること。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者に該当しないこと。
- (2) 破産の予防を目的として特別精算の手続きを裁判所に申請していない者。
- (3) 会社更生法の適用を申請した場合は裁判所からの更生手続きが完了した者。
- (4) 登録業種・登録等級
ア.「建設工事業」において特定建設業許可を得ている者
イ.福島県有資格業者等級 A クラス
- (5) 評価点条件
福島県管内に本店、支店又は営業所を有する者であって、福島県平成 28・29 年度工事

等請負有資格者名簿(県内建設工事)において総合得点 1200 点以上であること。

(6) 施行実績に関する条件

過去 10 年間(平成 19 年度～平成 28 年度)に同種又は類似の施設で鉄筋コンクリート造・延床面積 1,000 m²程度の元請施工実績があること。

(同種又は類似の施設とは、社会福祉法第 2 条による第 1 種社会福祉事業および第 2 種社会福祉事業を行う施設とする。)

(7) 配置技術者に関する条件

この工事の業種に対応する国家資格を有し、当該業種の主任技術者又は監理技術者をこの工事現場に専任で配置できること。

(8) 入札日において、福島県から、福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱に基づく参加資格制限を受けている期間中でないこと。

3. 入札手続等

(1) 入札担当窓口

住所：福島県耶麻郡猪苗代町大字三郷字寺南 7962 番地 1

名称：社会福祉法人 猪苗代福祉会

電話：0242-66-4123

(2) 入札参加申請書類の交付及び閲覧

ア. 入札参加申請書類の交付の期間及び場所は、5.入札日程の表に示すとおりとする。

イ. 当該工事に係る仕様書及び図面(以下「設計図書等」という。)は CD により貸し出す。

ウ. 設計図書等に対する質問について

(ア) 設計図書等について質問がある場合は、任意の質問書に記入のうえ、5.の表に示す期間内に指定の場所に電子メールで送信することができる。

(イ) 質問書に対する回答書は、5.の表に示す受付期間において、随時質問者に電子メールで回答を送信するほか、5.の表に示す期間及び場所で閲覧に供する。

エ. 入札の日時及び場所

入札の日時及び場所は、5.の表に示すとおりとする。

入札参加者は、受付時に入札参加資格確認通知書(原本)を提示すること。

4. 入札参加申請書類の提出等

(1) 申請書類

入札参加希望者は、次に掲げる書類(ア.については3.(2)により配布する様式による。)正1部を提出しなければならない。

- | | |
|------------------------------------|----|
| ア. 入札参加申請書 | 1部 |
| イ. 施工実績調書 | 1部 |
| ウ. 配置技術者届け出書(雇用関係を確認できる書類を含む) | 1部 |
| エ. 福島県の、最新の建設工事競争入札参加登録を証明するものの写し | 1部 |
| オ. 最新の経営事項審査結果通知書の写し | 1部 |
| カ. 申請者の所在地及び名称を記載し、返信用切手を貼付した返信用封筒 | 1部 |
| キ. 連絡するときの窓口となる申請者社員の名刺 | 1枚 |

(2) 入札参加申請書類の提出方法、提出期間及び場所

ア. 提出方法

直接、入札参加申請書類提出の指定の場所に持参するか、封筒に「入札参加申請書類在中」と朱書きした封筒による郵送(配達証明付郵便)での受付とする。

イ. 提出期間及び場所

5.の表に示すとおりとする。

(3) 入札参加資格の有無については、5.の表の示す期間に通知する。

(4) 入札参加希望者は、入札参加資格を有すると認められなかった場合は、その理由について書面で問い合わせることができる。

(5) (4)の説明を求める場合は、その旨を記載した書面を3.(1)の入札担当に持参又は郵送にて提出すること。

(6) 本入札の申請にかかる費用は入札参加申請者の負担とし、提出された書類は返還しない。

5. 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場所
入札参加申請書類交付 及び 入札参加申請書類提出	<u>平成 30 年 10 月 23 日から</u> <u>平成 30 年 11 月 2 日必着</u>	耶麻郡猪苗代町大字三郷字寺 南 7962 番地 1 いなわしろホーム
入札参加申請書類審査	平成 30 年 11 月 2 日から 平成 30 年 11 月 5 日まで	
入札審査結果通知書 及び CD 送付	平成 30 年 11 月 7 日発送	
現場説明	平成 30 年 11 月 9 日 午後 02 時 00 分	耶麻郡猪苗代町大字三郷字寺 南 7962 番地 1 いなわしろホーム
回答書の送付	平成 30 年 11 月 12 日午後	
入札	平成 30 年 11 月 15 日 午前 10 時 30 分から	

(注) 上記の期間は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を除く、午前 9 時から午後 4 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)とする。

6. 入札方法等

(1) 郵送、電報、ファクシミリその他の電気通信による入札は認めない。

追加

(2) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、入札執行者の確認を受けなければならない。

(3) いったん提出した入札書を書換え、引換え又は撤回は認めない。

(4) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札執行回数は 3 回までとし、落札者が決定しない場合には最低入札者より順次協議を行う。

7. 入札保証金

免除する。

8. 工事内訳書の提示について

- (1) 落札者に入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、内容については、数量、単価、金額等を最低限記載すること。

9. 入札者等の失格等

入札者は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、失格となり入札又は再度入札に参加できないものとする。

- (1) 入札期日において、福島県の建設工事競争入札参加登録の資格を有しなくなったとき。
- (2) 入札期日において、福島県から福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱に基づく参加資格制限を受けているとき。
- (3) 代理者が入札者の委任状を提出しないとき。
- (4) 正当な理由がなく、指定された日時及び場所に入札書を提出しないとき。
- (5) 入札公告に示した入札参加条件に違反したとき。
- (6) 公正な価格を害し、若しくは不正の利益を図る目的をもって連合する等、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独禁法」という。)に抵触する行為その他の不正の行為を行ったとき。
- (7) 正常な入札の執行を妨げる行為をしたとき。
- (8) 独禁法に抵触する行為その他の不正行為を行うおそれがあるとき。
- (9) 正常な入札の執行を妨げる行為をするおそれのあるとき。

10. 入札の無効等

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、契約締結後に入札が無効となることが明らかになった場合は入札担当の指示に従うものとする。

- (1) 9.に掲げる事項のいずれかに該当し失格となった者が入札を行ったとき。
- (2) 入札者等が二以上の入札を行ったとき。
- (3) 入札書の記載内容に重大な不備があり、入札者等の意思が明らかでない認められたとき。

11. 落札者の決定方法

- (1) 発注者によって作成された予定価格と最低制限価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

- (2) 第 1 回目の入札において落札者が無い時は、直ちに第 2 回目の入札を行う。ただし、第 1 回目の入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、失格となり、第 2 回目の入札に参加出来ない。
- (3) 第 2 回目の入札において落札者が無い時は、直ちに第 3 回目の入札を行う。ただし、第 2 回目の入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、失格となり、第 3 回目の入札に参加出来ない。
- (4) 最低価格を提示した者が、複数となった場合は、直ちにくじ引きにおいて落札者を決定する。

1 2. 契約保証金

契約の保証として、請負代金の 10 分の 1 以上の額の下記のいずれかに掲げる保証を付すこと。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる、担保となる有価証券等の提出
- (3) 債務不履行時の損害支払を保証する銀行の保証
- (4) 法人が確実と認める金融機関の保証
- (5) 公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証
- (6) 公共工事履行保証証券の保証
- (7) 履行保証保険契約の締結

1 3. その他

- (1) 入札参加者は福島県工事請負契約約款及び福島県工事等競争入札心得を遵守しなければならない。
- (2) 落札者は、2.の入札に参加する者に必要な資格に関する事項に示した条件に合致する配置予定技術者について、入札参加申請書類に添付してある配置技術者届出書により、契約締結の前に提出しなければならない。
- (3) 落札者の決定後、この入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において当該落札者が 2.に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。
- (4) 落札者は、この工事に係る請負契約を締結した後において、入札が 9.(7)に該当する行為によるものであったことが明らかになったときは、当該契約金額の 100 分の 20 に相当する額の公正入札違約金を支払わなければならない。